

障発 0324 第3号
平成27年3月24日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の一部改正について

今般、「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（平成24年4月1日付け障発0411第4号）の一部を別添のとおり改正し、平成27年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

(別添)

新	障 発 0411 第 4 号 平成 24 年 4 月 11 日 一部改正 障 発 0324 第 3 号 平成 27 年 3 月 24 日	各 都道府県知事 殿	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。	このため、平成 19 年度から「工賃倍増 5 カ年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組んできたが、これまでの取組の実績を踏まえた見直しを行ったうえで、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 カ年については、新たに「工賃向上計画」を策定することにより工賃向上に資する取組を、目標設定により計画的に進めることとする。	今般、下記のとおり「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しくお願いしたい。
旧					障 発 0411 第 4 号 平成 24 年 4 月 11 日		

新	旧
<p>る周知方宜しくお願ひしたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。</p>	<p>なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 「工賃向上計画」による取組の必要性</p> <p>平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかつたことを踏まえ、平成24年度以降については、平成24年度から平成26年度までの3か年を対象とした「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。</p> <p>また、この間、平成25年4月からは、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところである。</p> <p>工賃向上に当たつては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、平成27年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。</p> <p>この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、</p>

新	旧
<p>全職員一丸となって取組を進めていることが重要である。</p> <p>さらに、その目標達成に向けた取組を進めることために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。</p> <p>各都道府県における「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれたい。</p>	<p>合わせて、地域において障害者が自立した生活を実現するという観点から、産業界等の協力を得ながら、官民一体となつた取組として推進するものである。</p> <p>この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となつて取組を進めていただくことが重要である。</p> <p>さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要であると考えている。</p>
<p>2. 都道府県における取組</p> <p>(1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上計画」を作成し、平成29年度までに取り組む具体的の方策に従つて都道府県内の事業所の支援を計画的に行うものとする。</p> <p>(2) 基本的事項</p> <p>ア 計画の作成時期</p> <p>都道府県は、平成27年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。</p> <p>イ 計画の対象期間</p> <p>平成27年度から平成29年度までの3か年とする。</p>	<p>2. 都道府県における取組</p> <p>(1) 都道府県は、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれたい。</p> <p>(2) 基本的事項</p> <p>ア 計画の作成時期</p> <p>都道府県は、平成24年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。</p> <p>イ 計画の対象期間</p> <p>平成24年度から平成26年度までの3か年とする。</p>

	新	旧
ウ	(略)	(略)
(3) 「工賃向上計画」の作成	(3) 「工賃向上計画」の作成	(3) 「工賃向上計画」の作成
ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項	ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項	ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項
(ア) 平成29年度までの各年度の目標工賃（月額又は、月額及び時間額）	(ア) 平成26年度までの各年度の目標工賃（月額又は、月額及び時間額）	(ア) 平成26年度までの各年度の目標工賃（月額又は、月額及び時間額）
(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額のみの場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)	(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額のみの場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)	(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額のみの場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)
(イ) 平成29年度までの各年度に取り組む具体的の方策	(イ) 平成26年度までの各年度に取り組む具体的の方策	(イ) 平成26年度までの各年度に取り組む具体的の方策
(ウ) その他の事項	(ウ) その他の事項	(ウ) その他の事項
イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項	イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項	イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項
(ア) 目標達成のための課題の分析	(ア) 目標達成のための課題の分析	(ア) 目標達成のための課題の分析
事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、「 <u>工賃倍増5か年計画</u> 」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。	事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、「 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度の目標工賃</u> 」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。	事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、「 <u>工賃倍増5か年計画</u> 」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。
(イ) 目標設定	(イ) 目標設定	(イ) 目標設定
平成27年度から平成29年度までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。	平成24年度から平成26年度の各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。	平成24年度から平成26年度の各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。
その際、都道府県においては、暫定の目標工賃（月額及び時間額）を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃（月額又は時間額）により適宜目標の見直しを行うものとする。	その際、都道府県においては、暫定の目標工賃（月額又は時間額）を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃（月額又は時間額）により適宜目標の見直しを行うものとする。	その際、都道府県においては、暫定の目標工賃（月額又は時間額）を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃（月額又は時間額）により適宜目標の見直しを行うものとする。

新	旧
<p>また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択するが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。</p> <p>(ウ) (略)</p>
<p>(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進</p> <p>ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表</p> <p>(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。</p> <p>(イ) <u>工賃向上計画</u>については、特別な事情がない限り個々の事業所における<u>計画を作成</u>することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進</p> <p>ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表</p> <p>(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。</p> <p>(イ) <u>これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組とされていたが、新たな計画では、特別な事情がない限り個々の事業所における<u>工賃向上計画を作成</u>することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。</u></p> <p>(ウ) (略)</p>
<p>イ 企業等からの発注の推進</p> <p>ウ 事業者雇用促進法に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む（2）のウの事業所も対象となる</p>	<p>イ 企業等からの発注の推進</p> <p>ウ 企業等からの発注の推進</p> <p>障害者雇用促進法に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む（2）のウの事業所も対象となる</p>

新	旧
<p>つていて、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。(ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。)</p> <p>また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。<u>なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。</u></p>	<p>つていて、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。(ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。)</p> <p>また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行いうことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。<u>なお、周知にあたっては、別添リーフレットを活用されたい。(詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」の一部改正について』(平成19年5月21日障障発第0521001号)を参照されたい。)</u></p>
<p>エ 官公需の発注等の配慮について</p> <p>工賃向上に当たっては、地方公共団体又は<u>地方公営企業</u>が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成するとともに、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むよう努めること。</p>	<p>エ 官公需の発注等の配慮について</p> <p>工賃向上に当たっては、地方公共団体又は<u>地方公営企業</u>が発注する官公需の活用も効果的であることから、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。<u>なお、周知にあたっては、別添リーフレットを活用されたい。(詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」の一部改正について』(平成19年5月21日障障発第0521001号)を参照されたい。)</u></p>
<p>(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、<u>社会福祉施設等施設設備費</u>や<u>独立行政法人福祉医療機構の融資等</u>を積極的に活用するよう助言すること。</p>	<p>(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、<u>社会福祉施設等施設設備費</u>や<u>独立行政法人福祉医療機構の融資等</u>を積極的に活用するよう助言すること。</p>
<p>(6) (略)</p> <p>(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握</p>	<p>(6) (略)</p> <p>(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握</p>

新	旧
<p>工賃の状況把握（報告）に当たっては、計画当初（平成27年4月時点）に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成27年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所や未作成の事業所とそれぞれ別に実績を集計・公表することとする。報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も併せて報告することとする。</p> <p>また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となつた就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。</p> <p>なお、工賃の算出方法については、平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」を参考にすること。</p> <p>3. 各事業所における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 基本的事項 <p>ア 計画の作成時期</p> <p>事業所は平成27年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。</p> <p>イ 計画の対象期間</p> <p>事業所の作成する「工賃向上計画」は、事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成するものとする。</p> <p>具体的には、事業所の現状分析、対象期間の設定と当該期間で達成すべき目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上P.D.C.A[plan, do, check, action]</p>	<p>工賃の状況把握（報告）に当たっては、計画当初（平成24年4月時点）に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所や未作成の事業所とそれぞれ別に実績を集計・公表することとする。報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も併せて報告することとする。</p> <p>また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となつた就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。</p> <p>なお、工賃の算出方法については、平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」を参考にすること。</p> <p>3. 各事業所における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 基本的事項 <p>ア 計画の作成時期</p> <p>事業所は平成24年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。</p> <p>イ 計画の対象期間</p> <p>事業所の作成する「工賃向上計画」は、都道府県の定める「工賃向上計画」と合わせ平成24年度から平成26年度までの間に取り組むことが適当である。</p> <p>具体的には、事業所の現状分析、対象期間の設定と当該期間で達成すべき目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上P.D.C.A[plan, do, check, action]</p>

新	旧
<p>サイクルの確立)をしていくこととする。</p> <p>（3）「工賃向上計画」の作成</p> <p>ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項</p> <p>(ア) 平成29年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）</p> <p>また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。</p> <p>(イ) 平成29年度までの各年度に取り組む具体的方策</p> <p>(ウ) その他の事項</p> <p>イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項</p> <p>(ア) 事業所の現状分析</p> <p>目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。</p>	<p>い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上 P.D.C.A [plan, do, check, action] サイクルの確立）をしていくこととする。</p> <p>（3）「工賃向上計画」の作成</p> <p>ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項</p> <p>(ア) 平成26年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）</p> <p>また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。</p> <p>(イ) 平成26年度までの各年度に取り組む具体的方策</p> <p>(ウ) その他の事項</p> <p>イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項</p> <p>(ア) 事業所の現状分析</p> <p>目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。</p>

新	旧
<p>また、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図つていくことが重要であることから、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。</p> <p>(イ) 目標工賃の設定において勘案する項目</p> <p>平成27年度から平成29年度における目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 各事業所の平成26年度の平均工賃実績 b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入 c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金 d 各都道府県の目標工賃 <p>(ウ) (略)</p> <p>(4) 「工賃向上計画」の報告</p> <p>事業所が作成した「工賃向上計画」については、平成27年5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。</p> <p>また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて、公表して頂くことが望ましい。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 市町村における取組への協力依頼</p> <p>地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市</p>	<p>また、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。</p> <p>(イ) 目標工賃の設定において勘案する項目</p> <p>平成24年度から平成26年度における目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 各事業所の平成23年度の平均工賃実績 b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入 c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金 d 各都道府県の目標工賃 <p>(ウ) (略)</p> <p>(4) 「工賃向上計画」の報告</p> <p>事業所が作成した「工賃向上計画」については、平成24年5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。</p> <p>また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて、公表して頂くことが望ましい。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 市町村における取組への協力依頼</p> <p>地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市</p>

新	旧
町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援されるよう協力を依頼する。	町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援されるよう協力を依頼する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 市町村の取組内容について、都道府県へ報告を求める。	(2) 市町村の取組内容について、都道府県へ別添の参考例などにより報告を求める。
(3) 市町村において、障害者優先調達推進法に基づく調達方針が策定され、当該方針に基づいた物品等の調達が行われるよう周知する。	(3) 具体的な取組の例を示す。
(4) 以下に示すような取組を市町村に働きかける。	
	<p>【企業向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。 <p>【官公需向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。 事業所への発注について、府内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 府舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。 府舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。

障発 0411 第4号
平成24年4月11日
一部改正 障発 0324 第3号
平成27年3月24日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援 B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度から平成26年度までの3か年については、全ての就労継続支援 B型事業所において「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成27年度以降についても「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することとする。

今般、下記のとおり「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しくお願ひしたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。

記

1 「工賃向上計画」による取組の必要性

平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかつたことを踏まえ、平成24年度以降については、平成24年度から平成26年度までの3か年を対象とした「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。

また、この間、平成25年4月からは、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところである。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、平成27年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。

この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。

各都道府県におかれでは、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれたい。

2 都道府県における取組

(1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援の内容を含む「工賃向上計画」を作成し、平成29年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所の支援を計画的に行うものとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

都道府県は、平成27年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

平成27年度から平成29年度までの3か年とする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、

生活介護事業所（生産活動を行っている場合。以下同じ。）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。）

（3）「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

（ア）平成29年度までの各年度の目標工賃（月額又は、月額及び時間額）

（※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額のみの場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。）

（イ）平成29年度までの各年度に取り組む具体的方策

（ウ）その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

（ア）目標達成のための課題の分析

事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、平成24年度から平成26年度までの「工賃向上計画」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。

（イ）目標設定

平成27年度から平成29年度までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。

その際、都道府県においては、暫定の目標工賃（月額及び時間額）を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃（月額又は時間額）により適宜目標の見直しを行うものとする。

また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標として、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。

（ウ）各年度に取り組む具体的方策

（ア）で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。

a 企業的経営手法の導入

民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。

なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。

b 説明会や研修等の実施

民間企業における研修等の活用及び経営等の専門家による研修等により、事業所の経営者、職員の意識改革や技術・ノウハウの習得を図ること。

c 技術指導の強化

事業内容に適した専門家（退職者等も含む）による技術指導により、製品等の質の向上を図ること。（例：農業等）

d 共同化推進

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を目的とした取組である共同受注窓口の体制整備、活用等を図ること。

e 都道府県と事業所の共同した取組

都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、(2) のウの計画の対象事業所において、特別な事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた等をいう。以下同じ。）がない限り工賃向上計画を作成させ、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すなど、事業所の主体性が引き出されるものとなるよう工夫すること。

(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進

ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表

(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。

(イ) 工賃向上計画については、特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。

(ウ) 毎年の工賃の実態調査等を通じ、目標工賃や目標工賃の達成状況を把握とともに、都道府県のホームページや広報紙等を通じ事業所情報として公表すること。また、新たな事業所の利用希望者等から求めがあった場合には、情報提供すること。ただし、この公表はあくまでも障害者に対する情報提供や各事業所の取組を広く広報することを目的としたものであることから公表の方法等について工夫願いたい。また、毎年度5月末日までに実績を国に報告すること。

イ 事業所に対する助言等

(ア) 企業的な経営手法への意識改革を行うこと。

(イ) 各事業所における工賃向上に向けた取組状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。

(ウ) 説明会等の機会を通じ、他の事業所における先進事例の紹介を行うこと。

ウ 企業等からの発注の推進

障害者雇用促進法に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む(2)のウの事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。）

また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、

事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。

エ 官公需の発注等の配慮について

工賃向上に当たっては、地方公共団体又は地方独立行政法人が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定するとともに、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むよう努めること。

オ 「工賃向上計画」作成のネットワーク

工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとしている。このため、計画の作成に当たっては、対象となる事業所との連携を図ることはもちろん、事業者団体、地域の産業界の代表者、障害者雇用に積極的に取り組んでいる民間企業、労働局、府内の労政、商工等の担当部署等からの意見の集約を図ること。

カ これまでの取組を見ると、事業者団体との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあるが、一方で、都道府県と事業者団体との連携が必ずしも十分ではなかったところもあるので、事業者団体とも連携のうえ計画策定及び具体的な取組を進めることとされたい。

キ 市町村への働きかけ

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう協力を依頼する。

ク その他「工賃向上計画」の達成に資する支援策

(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、社会福祉施設等施設整備費や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。

(6) 「工賃向上計画」の報告

都道府県が作成した「工賃向上計画」については、平成27年6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取り組まれることを推奨する。

なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、7月を目処にその内容を公表することとしている。

(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

ア 「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度6月末までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握

工賃の状況把握（報告）に当たっては、計画当初（平成27年4月時点）に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成27年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所や未作成の事業所とそれぞれ別に実績を集計・公表することとする。報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も併せて報告することとする。

また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。

なお、工賃の算出方法については、平成19年4月2日障害発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」を参考にすること。

3 各事業所における取組

(1) 就労継続支援B型事業所等の工賃向上については、これまで各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

事業所は、平成27年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

事業所の作成する「工賃向上計画」は、事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成するものとする。

具体的には、事業所の現状分析、対象期間の設定と当該期間で達成すべき目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上P.D.C.A. [plan, do, check, action] サイクルの確立）をしていくこととする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

（※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、希望する事業所は「工賃向上計画」を作成する。）

(3) 「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 平成29年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）

また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利

用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。

(イ) 平成29年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。

また、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが重要であることから、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。

(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項

平成27年度から平成29年度までにおける目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。

- a 各事業所の平成26年度の平均工賃実績
- b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入
- c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金
- d 各都道府県の目標工賃

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。

- a 目標工賃は、各事業所が取り組ることによって初めて達成されるものであり、管理者、職員、利用者が工賃水準向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会を捉えて事業所内の意識改革に取り組むこと。
- b 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業の有するノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業の経営感覚を身につける等を着実に進めること。
- c 同じ地域の事業所が共同して共同受注の仕組みを構築すること等、地域の事業者のネットワークによる事業も実施することも可能であること。

d 工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても具体的に目標を掲げて取り組むことも検討すること。

e 都道府県等が実施する研修会へ参加すること。

f 市町村の取組を把握したうえで、市町村と連携して取り組むこと。

(4) 「工賃向上計画」の報告

事業所が作成した「工賃向上計画」については、平成27年5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

(5) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

4 市町村における取組への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援されるよう協力を依頼する。

(1) 市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。

(2) 市町村の取組内容について、都道府県へ報告を求める。

(3) 市町村において、障害者優先調達推進法に基づく調達方針が策定され、当該方針に基づいた物品等の調達が行われるよう周知する。

(4) 以下に示すような取組を市町村に働きかける。

【企業向】

- ・ 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

【官公需向】

- ・ 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 事業所への発注について、府内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

【その他】

- ・ 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。